

○袋井市中心市街地空き店舗対策事業補助金交付要綱

平成18年 3月31日告示第43号

改正

平成18年10月31日告示第156号

平成20年 9月30日告示第139号

平成23年 3月31日告示第38号

平成23年 8月 1日告示第129号

平成26年 3月31日告示第35号

平成28年 3月31日告示第64号

袋井市中心市街地空き店舗対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、中心市街地の空き店舗を有効活用し、商店街振興を図るため、中心市街地空き店舗対策事業を実施する事業者又は商工団体等（以下「事業者等」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、袋井市補助金等交付規則（平成17年袋井市規則第47号）及びこの告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中心市街地 袋井市中心市街地活性化基本計画（平成16年 3月袋井市策定）に定められている区域
- (2) 空き店舗 商業活動又は事務所の用に供していた施設で連続して1月以上利用されていないもの
- (3) 事業者 次に掲げる要件を満たす者をいう。
  - ア 小売業、サービス業、飲食業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を除く。）等を中心市街地にある空き店舗において営業しようとする者
  - イ 新規に24箇月以上継続して営業できる者
  - ウ 営業時間が午後5時以降のみでない者
  - エ 空き店舗所有者の同一世帯に属する者又は生計を一にする者でないこと。

- オ 過去に当該補助金の交付を受けていない者
- (4) 商工団体等 市内の団体で、次に掲げるものをいう。
  - ア 商工会議所法（昭和28年法律第143号）の規定による商工会議所
  - イ 商工会法（昭和35年法律第89号）の規定による商工会
  - ウ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定による商店街事業協同組合
  - エ その他中心市街地の活性化に取り組む団体として市長が認めるもの
- (5) 空き店舗対策事業 次に掲げるものをいう。
  - ア 事業者が、当該事業者が借り受けた中心市街地の中の空き店舗で新規に始める事業で、市長が認めるもの。ただし、中心市街地において既に小売業、サービス業又は飲食業等を営んでいる者が移転して事業を始める場合を除く。
  - イ 商工団体等が、当該商工団体等が借り受けた中心市街地の中の空き店舗を中心市街地の活性化施設（コミュニティコーナー、展示場、簡易ホール及び休憩所をいう。）として利用するため、当該空き店舗で新規に始める事業で、市長が認めるもの

（補助対象経費及び補助限度額）

第3条 補助対象経費及び補助限度額は別表のとおりとし、補助金の額は、補助対象経費の3分の1と補助限度額を比較して、いずれか少ない額とする。ただし、その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（交付の申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、中心市街地空き店舗対策事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 事業収支予算書
- (3) 空き店舗の賃貸借契約書の写し
- (4) 空き店舗の付近の見取図、建物平面図
- (5) 空き店舗の期間を証明する書類
- (6) 空き店舗の改装費に係る見積書の写し
- (7) 空き店舗の改装前の写真
- (8) その他市長が必要と認めるもの

(審査基準)

第5条 市長は、前条による申請があったときは、次に掲げる基準を総合的に勘案し、審査するものとする。

- (1) 事業の実施が確実である等、事業内容の熟度が高いこと。
- (2) 事業実施により商業の振興と活性化に高い効果が得られること。
- (3) 事業の継続性が高いこと。

(事業計画の変更等)

第6条 補助金の交付決定を受けたものは、事業計画を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止するときは、中心市街地空き店舗対策事業補助金に係る事業変更等承認申請書(様式第3号。以下「変更申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更申請書の提出があった場合は、速やかに審査し、承認するときは、中心市街地空き店舗対策事業補助金に係る事業変更等承認通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第7条 補助金の交付決定を受けた事業者等は、補助対象事業が完了したときは、速やかに、実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第6号)
- (2) 事業収支決算書
- (3) 空き店舗の改装後の写真
- (4) 補助対象経費の領収書又は支払を証明する書類の写し
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の返還)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 第2条第3号に掲げる要件を欠くこととなったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。

(有効期限)

- 2 この告示は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成18年10月31日告示第156号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成20年9月30日告示第139号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この告示による改正後の袋井市中心市街地対策事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則 (平成23年3月31日告示第38号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年8月1日告示第129号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この告示による改正後の袋井市中心市街地対策事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年3月31日告示第35号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日告示第64号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の袋井市中心市街地空き店舗対策事業補

助金交付要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

別表（第3条関係）

補助対象経費及び補助限度額一覧表

補助対象経費		補助限度額
改装費	1つの事業につき単年度かつ1回限りとし、当該空き店舗の内外を改装する経費	20万円
家賃	1つの事業につき連続する12月分を限度とし、当該空き店舗の賃借料（敷金、礼金等は除く。） ただし、当該賃借料に係る月額限度額は、7万5,000円とする。	30万円

様式第1号(第4条関係)

中心市街地空き店舗対策事業補助金交付申請書

年 月 日

袋井市長

申請者 住所 { 法人にあつては、その  
主たる事務所の所在地 }  
氏名 { 法人にあつては、その  
名称及び代表者の氏名 }

印

年度中心市街地空き店舗対策事業を次のとおり実施したいので、袋井市中心市街地空き店舗対策事業補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて、補助金の交付を申請します。

1 事業の名称 袋井市中心市街地空き店舗対策事業

2 当該年度事業に要する経費及び補助金交付申請額

(1) 当該年度事業に要する経費 円

(2) 補助金交付申請額 円

3 当該年度事業期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 添付書類



様式第3号(第6条関係)

中心市街地空き店舗対策事業補助金に係る事業変更等承認申請書

年 月 日

袋井市長

申請者 所在地

団体名

代表者氏名



年 月 日付け 第 号で交付決定のあった上記の補助事業の内容を次のとおり変更(中止、廃止)したいので、袋井市中心市街地空き店舗対策事業補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

1 変更(中止、廃止)の理由

2 変更(中止、廃止を除く。)の内容

変 更 前	変 更 後

3 補助事業に要する経費及び補助金の変更額(中止、廃止を除く。)

変 更 前		変 更 後	
補助事業に要する経費	補 助 金 額	補助事業に要する経費	補 助 金 額
	千円		千円



(申請者) 様

袋井市長



中心市街地空き店舗対策事業補助金に係る事業変更等承認通知書

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、袋井市中心市街地空き店舗対策事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり承認したので通知します。

- 1 変更(中止、廃止)の理由
- 2 変更(中止、廃止を除く。)の内容

変 更 前		変 更 後	

- 3 補助事業に要する経費及び補助金の変更額(中止、廃止を除く。)

変 更 前		変 更 後	
補助事業に要する 経費	補 助 金 額	補助事業に要する 経費	補 助 金 額
	千円		千円

様式第5号(第7条関係)

実績報告書

年 月 日

袋井市長

所在地  
団体名  
代表者氏名



1 事業の名称

2 補助金交付決定日 年 月 日付け 第 号

3 補助金交付決定額 円

4 事業実施期間 年 月 日から 年 月 日まで

